

広島県告示第五百七十八号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によつて、スマートフォン等の電子機器による決済サービス収納サービスを次のとおり委託した。

令和六年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		住所	委託した年月日 (委託期間)
名称	名		
株式会社広島銀行	株式会社	広島市中区紙屋町一丁目三番八号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)
地銀ネットワークサービス株式会社	株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)
ピリングシステム株式会社	株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目二番二号	令和六年四月一日 (令和六年四月一日～ 令和七年三月三十一日)